

別表（第2条、第20条関係）

<p>補助対象事業</p>	<p>次の高性能林業機械等（アタッチメントのみも可）の導入又は更新に係る購入費（新品に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①フェラーバンチャ（伐倒機械） ②ハーベスタ（伐倒造材機） ③プロセッサ（造材機） ④スキッダ（牽引式集材車両） ⑤フォワーダ（積載集材車両） ⑥タワーヤーダ（タワー付き集材機） ⑦スイングヤーダ（集材機） ⑧グラップル（木材荷役機） ⑨林内作業車 ⑩集材用トラック（木材運搬車） ⑪その他林業機械等（森林整備に必要な林業機械）
<p>補助対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 帯広市内に事業所等を置く林業事業者（北海道林業事業者登録業者に登録のあるもの）。 (2) 市税に滞納がないこと。 (3) 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。
<p>対象経費及び補助率</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 林業機械等の導入費用の1/2以内、補助金上限額は500万円とする。ただし、国等の他の補助制度を受けて導入する場合は、補助残額（自己負担額）の1/4以内、補助金上限額は500万円とする。 (2) 算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。 (3) 消費税及び地方消費税相当額は対象外。 (4) 2者以上から交付の申請があった場合、補助金交付決定額の合計額が予算の範囲を超えるときは、予算の範囲内で調整する。なお、過去に当補助金の交付を受けた者が交付決定となった場合には、一度も当補助金の交付を受けていない者を優先させる。
<p>交付要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間は導入機械の稼働状況の報告を行うこと（場所・内容・成果等）。 (2) 導入する林業機械等に操作資格が必要である場合には、操作資格を保有していること又は保有している従事者が在籍していること。なお、操作資格を有していない場合には、申請年度内に操作資格を取得する見込みがあること。 (3) 申請年度内において、少なくとも1回は帯広市内の山林で作業すること（作業量、山林の所管、受託形式は問わない）。ただし、機械の納期により申請年度内に導入機械による作業が行えない場合は、変更承認を受けた場合に限り、翌年度内の作業も可とする。